

令和4年3月9日
(2022年)

吹田市長 後藤 圭二 様

吹田市市民自治推進委員会
委員長 片上 為洋

吹田市自治基本条例見直しに関する意見書

吹田市市民自治推進委員会（以下「本委員会」という。）は、吹田市自治基本条例第30条第3項に基づき、市長に対し、下記のとおり意見を述べます。

記

本委員会は、自治基本条例が施行から15年目を迎えるに当たり、市民参画及び協働に関する事項について見直しの検討を行い、令和3年（2021年）11月18日開催の本委員会において、以下のとおり条例改正は不要との結論を得ました。

自治基本条例は、自治体の憲法と位置付けられる自治に関する最高規範であり、社会情勢や市民の意識に大きな変化がない限り見直すものではありません。本委員会において前回の見直し検討から5年間の状況を検証したところ、条例を見直さねばならないほどの大きな変化は認められず、また自治基本条例に基づく取組の成果も確認できたことから、自治基本条例の条文を見直す必要はないものと考えます。

しかしながら、各委員より、自治基本条例の運用面についての疑問や改善に向けた意見が出されたことから、引き続き本委員会で議論し、以下の4項目にまとめましたので、今後、市において実現に向けた検討をされるよう求めます。

- (1) 自治基本条例の見直し検討について、見直しに関する現実的な要請が生じていないかを継続的に把握し、5年毎の本委員会で必ず検討すること。
- (2) 自治基本条例の周知について、認知度を上げることが市民参画の意識向上につながり条例がよりよいものとなることに留意し、シンポジウムなどの開催も含め、取組をさらに推進すること。
- (3) 市民参画の機会の保障について、ICTを積極的に活用し、充実を図ること。
- (4) 市民参画の身近な場でもある自治会などの地域コミュニティについて、コロナ禍も踏まえながら、市と地域団体・住民が協働して活性化を図ること。

以上